

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
<p>◆すべての人</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の市区町村から伊勢崎市に引越しをされた人は、転入届を提出する必要があります。外国人も、日本人と同様に手続きが必要です。 <p>【届出期間】住み始めた日から14日以内</p> <p>【届出をする人】本人、世帯主または同一世帯員</p> <p>※代理人の届出の場合は委任状と代理人の本人確認書類等が必要です。</p>	<p>《国内からの転入》</p> <ul style="list-style-type: none"> 前住所の市区町村で発行した転出証明書(特例を除く) 本人確認書類 マイナンバーカード(転入された全ての人で、既に交付を受けている人) <p>《国外からの転入》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本人 <ul style="list-style-type: none"> 入国日が記載されたパスポート(全員分) 戸籍謄本または抄本(本籍が伊勢崎市の場合は省略可) 戸籍の附票(本籍が伊勢崎市の場合は省略可) ○外国人 <ul style="list-style-type: none"> 入国日が記載されたパスポート(全員分) 特別永住者証明書または在留カード(全員分) 	<p>本館1階1番A窓口 市民課 各支所 市民サービス課 各行政センター(国外からの転入を除く)</p>	<p>市民課 電話:0270(27)2726</p>

関連する手続き一覧

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
<p>◆国民健康保険の被保険者の人</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格確認書または資格情報のお知らせを交付します。 	<ul style="list-style-type: none"> 来庁者の顔写真付きの本人確認書類 	<p>国民健康保険課 電話:0270(27)2735</p>	
※学生の国民健康保険について			
<ul style="list-style-type: none"> 転入前の住所地から、資格確認書または資格情報のお知らせが引き続き交付される場合があります。窓口で申し出てください。 			
※施設等に入所した人の国民健康保険について(住所地特例制度)			
<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム、障害者支援施設などの社会福祉施設や医療機関の住所地に転入した人は、転入前の住所地から、資格確認書または資格情報のお知らせが引き続き交付されます。窓口で申し出てください。 			
<p>◆伊勢崎市の学生用遠隔地(マル学)の資格確認書をお持ちの人</p> <ul style="list-style-type: none"> マル学の資格確認書を回収し、新しい資格確認書または資格情報のお知らせを交付します。 	<ul style="list-style-type: none"> マル学の資格確認書 来庁者の顔写真付きの本人確認書類 世帯主及び対象者のマイナンバーカード 		
<p>◆伊勢崎市の遠隔地(マル遠)の資格確認書をお持ちの人</p> <ul style="list-style-type: none"> マル遠の資格確認書を回収し、新しい資格確認書または資格情報のお知らせを交付します。 	<ul style="list-style-type: none"> マル遠の資格確認書 来庁者の顔写真付きの本人確認書類 世帯主及び対象者のマイナンバーカード 		
◆国民健康保険税			
<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税は月割となりますので、転入した月から課税されます。国民健康保険税の納税通知書は、翌月以降に世帯主宛に送付します。 			

※通知カードは、令和2年5月25日時点で交付されており、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合、または正しく変更手続きが取られている場合に限り利用可能です

関連する手続き一覧

手続きの内容		用意するもの	窓口	問い合わせ先
後期高齢者医療	◆後期高齢者医療の被保険者の人(75歳以上) <県外転入の人は窓口での手続きは不要です。> ※後期高齢者医療資格確認書を後日郵送します。(概ね1週間程度) ただし、以下に該当する場合は年金医療課に申し出てください。 ※前住所地で限度区分が記載されていた人や特定疾病療養受療証をお持ちだった人。 ※転入先が住所地特例制度に該当する人。 群馬県外から特別養護老人ホームや障害者支援施設などの社会福祉施設や医療機関の住所地に転入した人は、転入後も引き続き前住所地の後期高齢者医療が適用されます。 市内の施設入所者等の場合は、年金医療課へ申し出てください。 <県内転入の人は手続きは不要です。> ※後期高齢者医療資格確認書を後日郵送します。(概ね1週間程度) 県内転入の人が前住所地で限度区分が記載されていた人は、後期高齢者医療資格確認書に併記して郵送します。特定疾病療養受療証を既にお持ちの人も併せて郵送します。	・負担区分証明書(お持ちの人) ・特定疾病療養受療証(お持ちの人) ・被保険者及び来庁者の本人確認書類(顔写真あり1点または顔写真なし2点)	本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課	年金医療課 電話:0270(27)2739
	◆後期高齢者医療の被保険者の人(65歳~75歳未満) <県外転入の人は窓口での手続きが必要です。> ※後期高齢者医療資格確認書は後日郵送します。(概ね1週間程度) また、以下に該当する場合は年金医療課に申し出てください。 ※前住所地で限度区分が記載されていた人や特定疾病療養受療証をお持ちだった人。 ※転入先が住所地特例制度に該当する人。 群馬県外から特別養護老人ホームや障害者支援施設などの社会福祉施設や医療機関の住所地に転入した人は、転入後も引き続き前住所地の後期高齢者医療が適用されます。 市内の施設入所者等の場合は、年金医療課へ申し出てください。 <県内転入の人は手続きは不要です。> ※後期高齢者医療資格確認書を後日郵送します。(概ね1週間程度) 県内転入の人が前住所地で限度区分が記載されていた人は、後期高齢者医療資格確認書に併記して郵送します。特定疾病療養受療証を既にお持ちの人も併せて郵送します。	・障害者手帳等 ・負担区分証明書(お持ちの人) ・特定疾病療養受療証(お持ちの人) ・被保険者及び来庁者の本人確認書類(顔写真あり1点または顔写真なし2点)	本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課	年金医療課 電話:0270(27)2739
	◆後期高齢者医療保険料 ・後期高齢者医療保険料は月割となり、転入した月から計算対象となります。後期高齢者医療保険料の通知書は翌月以降に送付します。		本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課	年金医療課 電話:0270(27)2739
介護保険	◆介護保険の被保険者の人 ・保険証を発行します。前住所地で介護認定を受けていた人は、転入日から14日以内に申請をしてください。また、介護保険施設等に転入した人は、申し出てください。	・マイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 ・来庁者の本人確認書類(顔写真あり1点または顔写真なし2点) ・受給資格証明書(お持ちの人のみ)	本館1階5番窓口 介護保険課 各支所 市民サービス課	介護保険課 電話:0270(27)2744
国民年金	◆国民年金未加入の人 ・転入時に国民年金に加入している人は手続き不要ですが、会社等を退職、扶養から外れた、海外からの転入などの場合は国民年金への加入手続きが必要です。	・マイナンバーカード ・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・来庁者の本人確認書類(顔写真付き1点または顔写真なし2点)	本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課	年金医療課 電話:0270(27)2741
	◆国民年金・厚生年金を受給している人 ・住所変更の手続きが必要な場合があります。該当者の人には住所変更届出用の書類を渡します(年金事務所へ提出)。			

※通知カードは、令和2年5月25日時点で交付されており、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きが取られている場合に限り利用可能です

関連する手続き一覧

手続きの内容		用意するもの	窓口	問い合わせ先
お子さまに関すること	◆福祉医療 ・医療費の助成を受けるための受給資格者証(ピンク色)を発行しますので、転入後14日以内に申請をしてください。 なお、県外からの転入者の方は申請日からの認定となりますのでお早めに手続きをしてください。	・お子さまの健康保険の情報が記載された書面または画面等 ・県内からの転入…「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書」 ・県外からの転入…担当課へお問い合わせください。	本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課	年金医療課 電話:0270(27)2740
	◆保育施設 ・前住所地の保育所等または認可外保育所に継続して入所(園)する場合は、再度申込みが必要になりますので、窓口までお越しください。		東館2階27番窓口 こども保育課 各支所 市民サービス課	こども保育課 電話0270(27)2751
	◆児童手当 ・児童手当の申請をしてください。申請は前住所地の転出予定日の翌日から15日以内にしてください。 ※公務員の人(独立行政法人等勤務の人を除く)は勤務先で申請してください。	・請求者名義の預金通帳 ・請求者および配偶者のマイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 ・来庁者の本人確認書類(運転免許証等) ※詳しくは窓口でお問い合わせください。	東館2階28番窓口 子育て支援課 各支所 市民サービス課	子育て支援課 電話0270(27)2750
	◆小中学校の児童生徒 ・転校の手続きをします。 ※一定期間今までの学校に通学することを希望する場合 ・区域外就学の手続きが必要ですので、前住所地の市区町村教育委員会で手続きをしてください。	・前の学校の「在学証明書」 ・前の学校の「教科用図書給与証明書」	本館4階40番窓口 学務課 各支所 市民サービス課	学務課 電話:0270(27)2787
	◆未就学児童(入学前年の9月1日以降に転入した場合) ・入学校の変更手続きをしてください。		本館4階40番窓口 学務課 各支所 市民サービス課	
	◆水道を使い始める人 ・水道の使用を開始する場合は、事前に届出をしてください。 まずは電話でお問い合わせください。		上下水道局 所在地:連取元町170番地3	上下水道局 料金窓口 電話:0270(30)1230
税	◆市税等を口座振替する人 ・納税通知書が届いたら、取扱金融機関窓口またはWebで口座振替の手続きをしてください。詳しくは収納課へお問い合わせください。	【金融機関窓口】 ・預金通帳 ・印鑑(通帳の届出印) ・納税通知書 【Web】 金融機関によって用意するものが異なります。	本館2階21番窓口 収納課	収納課 電話:0270(27)2722
	◆バイク(125CC以下)または小型特殊自動車を持っている人 ・伊勢崎市で使用する場合は、伊勢崎市でナンバープレートの交付の手続きをしてください。車両を前住所地に置いておく、または手放す場合は、前住所地の市区町村へお問い合わせください。詳しくは市民税課へお問い合わせください。	・届出者の本人確認書類 ・他市区町村より交付された廃車申告受付書、または他市区町村のナンバープレートと標識交付証明書	本館2階20番窓口 市民税課 各支所 市民サービス課	市民税課 電話:0270(27)2715
飼い犬	◆犬を飼われている人 ・飼い犬の住所変更を届け出してください。	犬の鑑札(前住所地のもの)	清掃リサイクルセンター21内 環境政策課 所在地:柴町954	環境政策課 電話:0270(27)2733

※通知カードは、令和2年5月25日時点で交付されており、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きが取られている場合に限り利用可能です